

第18回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

開催日時 平成25年(2013年)7月17日(水)13時30分～16時30分

◇ 場 所 横須賀市消防局庁舎3階第2・3会議室

◇ 議 事

- | | | |
|--|-----|-----|
| (1) 平成24年度景観法・景観条例等の運用状況について(報告) | | 資料3 |
| (2) 平成24年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) | | 資料4 |
| (3) 平成25年度都市景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について(報告) | | 資料5 |
| (4) 景観重要樹木の指定について(審議) | | 資料6 |
| (5) 平成24年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) | 非公開 | 資料7 |
| (6) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) | 非公開 | 資料8 |
| (7) 横須賀市景観条例及び景観計画の改正について(報告) | 非公開 | 資料9 |

出席者

委員9人

委員長・曾根幸一、職務代理者・吉田愼悟、河上俊昭、菊竹雪、国吉直行、
佐倉和文、田口敦子、富澤喜美枝、小林正美

(欠席4人 浜田哲二、松下啓一、増田務、山畑信博)

事務局7人

都市部長・長島洋、市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・木下光雄、
屋外広告物係長・加藤英明、主任・遠藤盛久、主任・境高宏、主任・宇野澤真紀子

傍聴人 0人

議 事

事務局から、当審議会委員13人のうち9人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、佐倉委員と田口委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 平成 24 年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

(1) 事務局から説明

資料 3 のとおり。

(2) 質疑・意見等

●質問（国吉委員）

色彩協議の件数が前年度までの件数よりも目立って増えている。何か理由があるのか。

○回答（事務局）

色彩基準の違反の再発防止ということで、週に 1 回程度景観パトロールを行っている。3 階以上で足場のかかっている建築物等に対して、直接伺って手続きについての説明をしている。また、市内の塗装業者にダイレクトメールにて手続きについての通知をしたり、周知を行った結果が表れていると思う。

■意見（曾根委員長）

昨年の色彩基準の違反案件がきっかけとなって、今後色彩について注意深く見守っていこう、横須賀らしい景観づくりを行っていこうという動きにつながっていったということによろしいか。

■意見（吉田委員）

市全域で、単一の基準としているが、もう少し今までの経緯をふまえて、地区ごとに基準を明確にしてもいいのではないかと、という意見を専門部会でも言ったところである。

●質問（佐倉委員）

資料 3 の表の色彩変更補助にある「補助額合計」とは何に使われたものか。

○回答（事務局）

外観の色彩が、色彩基準に合っていなかったものを基準値内の色彩に変更するものについて、補助金を交付した金額の合計である。小川町マンション群、マボリシーハイツ地区、横須賀ニュータウン湘南池上色彩景観形成地区についても補助の対象地区になっていたが、地区指定後 10 年以上経過しているものについては適用しないということで、現在ではすでに 10 年以上経過しているため、今後、補助金の適用はない。

●質問（富澤委員）

色彩協議が 134 件ということで、工事には市外の業者も実際に工事を行っていると思うが、市外の業者への周知については何か対応をしているか。

○回答（事務局）

市外の業者は数も相当多く、リーフレット等は送付していない。本来景観法の届出は行為者である依頼主が行うものであり、工事を請け負った業者にその助言をしてもらうという意味でリーフレット等を送付し、10 月の広報よこすかでも手続についてのお知らせを予定しているので、依頼主にも広く周知をしていこうと考えている。

2. 平成 24 年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

（1）事務局から説明

資料 4 のとおり。

（2）質疑・意見等

■意見（曾根委員長）

自家用広告とバナー広告（第三者広告）というものがあり、これを上手に利用して街を活性化していこうという動きが全国的に広がっている。前回、田口委員にこの点を指摘され、その後整理した、という解釈でよろしいか。田口委員からも補足があったらお願いしたい。

■意見（田口委員）

第三者広告を許可した目的は、景観上の理由というよりも、商店街が収入を上げる方法（媒体料）として許可していくということである。その収入で商店街の歩道の整備や、ストリートファニチャーの補修等を促進しようとするもので、国交省が提言し始めたものである。元々エリアマネージメントというものの一部、という位置づけであるが、海外ではあたりまえのように行われている。日本では最近になってやりはじめた手法である。あくまでも収入源として考えている。ただし、問題は、第三者広告ということで、地元と関係の無いものが出てきたりもするので、全てデザイン上の審査が義務付けられている。これが第三者広告の特徴である。

●質問（佐倉委員）

バナー広告の許可手数料は無料だということで、これは無制限に無料のままではいかれるのか。市としてはそれによって財政を潤すような考えはないのか。

○回答（事務局）

許可の手数料は横須賀市では取らない。広告料自体は商店街に収益として入り、市がそこから手数料を取るのではなく、全て商店街の支援にあてようという考えである。

●質問（菊竹委員）

資料 4・10 ページに横須賀市財政部が制定した「横須賀市広告掲載要綱」があるが、これと屋外広告物条例の関連について伺いたい。要綱第 2 条第 1 項第 1 号ウに「市が所有する土地及び構造物」とあるが、これに対して、民間企業の広告の掲載を認めると理解できるが、危険な要素が多々ある。他市の事例であるが、ゴミ収集車の側面やマンホールの蓋等を媒体化することが可能になってきている。そういった可能性があるとする、個別でそれぞれ判断していくということではよろしいか。

○回答（事務局）

横須賀市の屋外広告物条例では、官公庁庁舎に関しては、禁止物件とはしていないので掲出は可能である。屋外広告物を掲出する際には、当課に事前に相談する形をとって、当課の承諾が出ないことには審査委員会の審査に進むことができないことになっている。ゴミ収集車等についての話は色々あるが、条例には違反していないので、今後出てくる可能性が考えられる。今の段階では実現したものはない。

●質問（菊竹委員）

景観的に市有財産を媒体化することについて、色々な考え方があり、複雑で大きな問題だと思いが、歯止めが事務局の方で十分効くと考えてよろしいか。

例えばゴミ収集車の場合、どのような経緯で許可するのか。

○回答（事務局）

ゴミ収集車に関して言えば、一般的な民間企業のトラック等に対する基準とまったく同じである。その基準をクリアしていれば掲出できる、ということになる。

行政の資産だからといって、特別な基準は無い。

●質問（曾根委員長）

客観的な判断ができますか、といった質問だったと解釈するが、その辺の考えを聞かせてほしい。

○回答（事務局）

資料 4・12 ページに「広告審査委員会」というものがあり、これは全て内部委員による構成である。

■意見（曾根委員長）

外部の委員が入った方がいいのではないかと。市民か学識者の意見が反映される方が好ましいと思う。

■意見（国吉委員）

内部の委員だけでは庁舎広告でお金をたくさん稼ぐ、という意識が強くなり働いてしまう。来たものはどんどん受けるという立場の市職員だけでは、その広告が景観的にいいのか十分チェックできないのではないかと懸念がある。

■意見（田口委員）

商店街の収入を上げたい、行政も収入を上げたい、ということについていくつかの自治体で問題になっているが、やむを得ないということになっている。審査する場に外部からの委員が入ることができないというのであれば、助言を受けることができる、といったような一文があってもいいのではないかと。

先ほどの商店街のパナーもそうだが、収入がほしいという中で、広告を活用しようという時代の流れがある。実はそのいちばん大きな問題はデザインの問題である。デザインのレベルによってそれが場所や媒体等で活かされるかということがあるが、そこがどうしても欠けてしまう。結果的にその媒体を使うことを認められないような空気が出てしまうので、審査委員会に外部の委員を入れられないのであれば、助言だけでも聞けるようにすると良い。

■意見（曾根委員長）

第8条にそういった一文をいれるのはどうか。

■意見（吉田委員）

広告はあまり多すぎるとかえって分かりにくくなる。パリの街では定められたところに質の高いものを出している。広告料も高いとは思いますが、マンホールやゴミ収集車等に看板が出てくるといったことが本当にいいのか。デザイン等の質の問題ではなく、あるべきところに看板を出すべきである。

しかしまだ、そういう議論にもなっていないようなので、横須賀では今は現実的な問題ではない。

○回答（事務局）

本要綱の所管課には広告の質の審査について、外部の人の意見を聴くような仕組みが導入することについて提案させていただく。合わせて自治体の施設を使用するような広告については、ゴミ収集車等の問題など認識不足もあるので、委員の方々にその問題点等の情報

提供をお願いしたい。

■意見（曾根委員長）

この問題については、吉田委員の意見も合わせて今後話題にしていきたい。

3. 平成 25 年度景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について（報告）

（1）事務局から説明

資料5のとおり、事業を実施する。

（2）質疑・意見等

【都市景観推進事業について】

特になし。

【屋外広告景観推進事業について】

■意見（曾根委員長）

先ほど、議事（2）で菊竹委員から提言のあった課題について検討をお願いしたい。

4. 景観重要樹木の指定について（審議）

（1）事務局から説明

資料6のとおり。

（2）質疑・意見等

●質問（吉田委員）

アオギリ、クスノキは樹形があまり良くないように見えるが、剪定はどこがおこなっているのか。今後はもう少し伸びやかになるよう、考えて剪定をしてほしい。

●質問（曾根委員長）

メンテナンスは今後どのように依頼するのか。指定してそれで終わり、という形なのか。

○回答（事務局）

学校の樹木を指定した際には教育長に文書で通知し、その時に維持管理についても合わせてお願いしている。

●質問（曾根委員長）

吉田委員の指摘のとおり、アオギリ等の桐の系統は成長が早い。形を考えた剪定も含めてメンテナンスを行ってほしい。

これら6本の指定について、異存はないと思うが、今後は公共の樹木だけでなく私的な樹木も指定していくように、指定の範囲を拡大していけると良い。

○回答（事務局）

本来、景観法では、昔から身近にあるような、樹形も整った景観的にも優れた樹木を指定し、守っていこうというものが趣旨であると認識できるが、また反面、一度指定をしてしまうと、維持管理が難しかったり伐採できないといったような部分があり、民間の樹木を指定することが難しい。その中で今後は、地元のまちづくり協議会や協定等の方々と協力し、地域の中で指定したい樹木を検討していきたい。

●質問（富澤委員）

以前指定した樹木について、実際には児童や地域にどのように伝えられているのか。その

樹木が景観重要樹木として指定された意味を、その時だけではなく、後々まで引き継いでいってもらえるようなやり方を検討してほしい。

今後の指定について、各駅前にあるような樹木を考えていきましょう、ということだが、以前に桜並木など指定しているが、1本に限らなくてもいいのか。中央大通りのケヤキ並木は横須賀中央の景観づくりに重要な役割を果たしていると思うが、そういった並木は今後指定しないのか。中央商店街のケヤキ並木は非常に重要な樹木なので、守ってほしい。

○説明（事務局）

独立樹でなくてはいけないということはない。

また、学校の樹木を指定する際は、パンフレットを作成し、各学校に配布している。その時点では生徒たちも認識していると思う。その他に、指定した樹木にプレートを取り付けている。

●質問（小林委員）

以前、指定した際に市長が贈呈式をしたが、現在は行っていないのか。例えば朝礼の時に何かイベントのようなものがあると子供たちの記憶に残るのではないかと。

○説明（事務局）

市長の贈呈式は第1回では行ったが、現在は行っていない。

児童の記憶に残るようなものを、今後課題として検討していきたい。

■意見（曾根委員長）

できるだけそういった活動を広めてほしい。また、今後の景観重要樹木の指定については、駅前だけではなく、商店街の並木等も扱ってほしい。

今年度の景観重要樹木6本については、今審議会にて承認いただいた。

5. 平成24年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

6. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

7. 横須賀市景観条例及び景観計画の改正について（報告）

非公開

以上